

訓令

埼玉県訓令第七号

本庁
地域機関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
別表埼玉県県税事務所長印の項中「並びに個人事業税振替通知書」を「、個人事業税の口座振替納付書送付通知書（非MT分）並びに不動産取得税の変更通知書、減額通知書、取消通知書、減免通知書、納税義務免除通知書、徴収猶予通知書及び徴収猶予取消通知書」に改める。

附則

この訓令は、令和八年六月二十九日から施行する。